

港区個人情報保護制度の見直しについて

1 個人情報保護制度の経緯

(1) 港区と国の個人情報保護制度の現況

区は、保有する個人情報を適正に取り扱うため、平成4年3月に港区個人情報保護条例（以下「保護条例」といいます。）を制定し、平成27年6月には港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（以下「番号条例」といいます。）を制定して、港区個人情報保護制度（以下「区保護制度」といいます。）の運用に努めてきました。

一方、国においては、民間事業者が保有する個人情報を対象とする個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）、国の行政機関が保有する個人情報を対象とする行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人が保有する個人情報を対象とする独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3法の下で、保護制度を運用してきました。

(2) 国の個人情報保護制度の見直しについて

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化が求められる中、都道府県、区市町村等の団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障と成り得る、求められる保護水準を満たさない団体がある等のいわゆる「2,000個問題」が指摘されています。

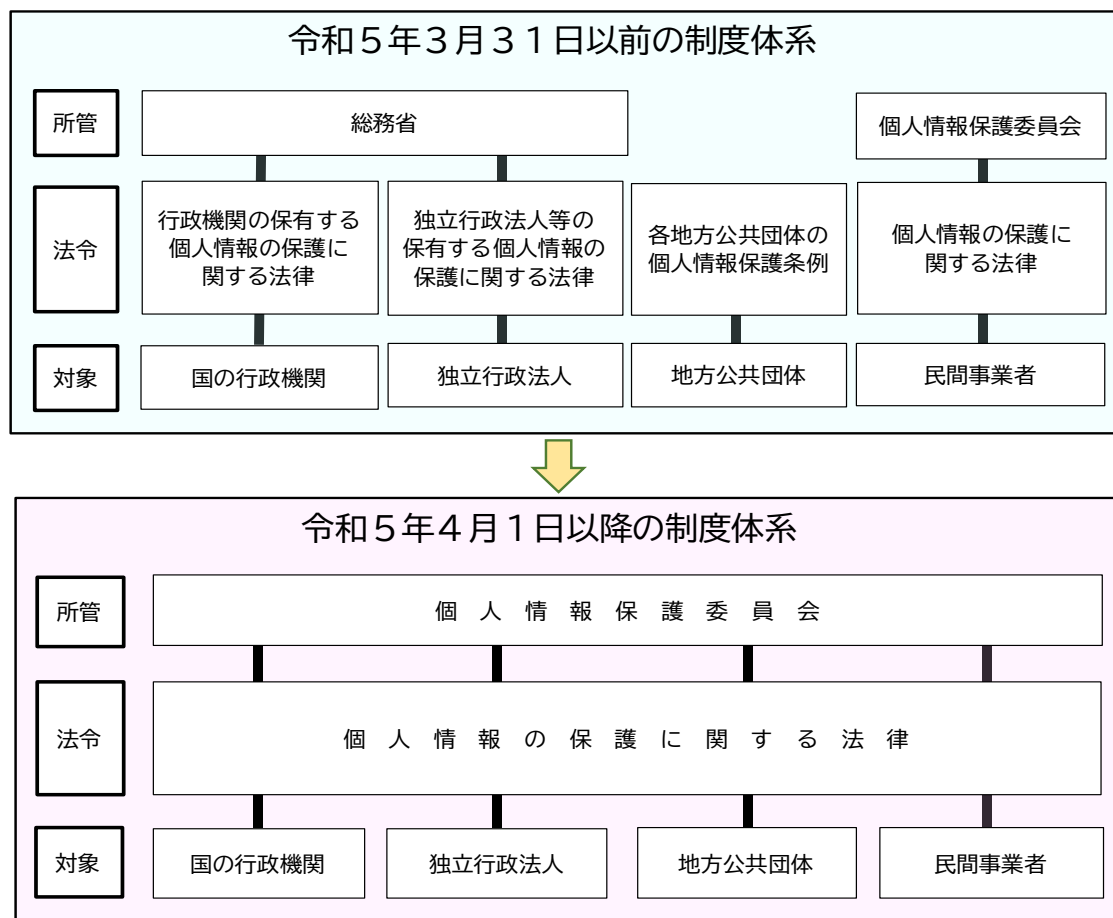
こうした課題に対応するため、国は、令和3年5月に保護法を改正し、地方公共団体ごとの個人情報保護制度を統一するための全国的な共通ルールを定めるとともに、専門的な知見を有する国の独立行政委員会である個人情報保護委員会が一元的に監視監督することとしました。

これにより、港区を含む全ての地方公共団体は、改正後の保護法の施行日である令和5年4月1日から保護法の直接適用を受けることとなります。

(3) 保護法に基づく地方公共団体の条例改正に対する国の見解

国は、個人情報保護制度の統一を目的として、地方公共団体に対して個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等を発出しており、その中で、保護法に反しない範囲内で地方公共団体が条例に規定できる項目を示しています。また、当該項目に関する規定を設けた場合は、その旨及びその内容に関し個人情報保護委員会への届出を義務付けています。

図1 個人情報保護制度の見直しに係る体系図



2 区保護制度に関する見直しの検討経緯

保護条例及び番号条例（以下「保護条例等」といいます。）に基づく現在の区保護制度を保護法の下で運用するに当たり、保護条例等と改正後保護法の相違点や地方公共団体が条例に規定できる項目について、港区個人情報適正管理委員会及び同委員会の下に設置した個人情報保護制度検討部会で検討を進めました。

また、区長付属機関として設置されている港区情報公開運営審議会（以下「公開審議会」といいます。）及び港区個人情報保護運営審議会（以下「保護審議会」といいます。）に諮問しています。

3 区保護制度の見直しの方向性

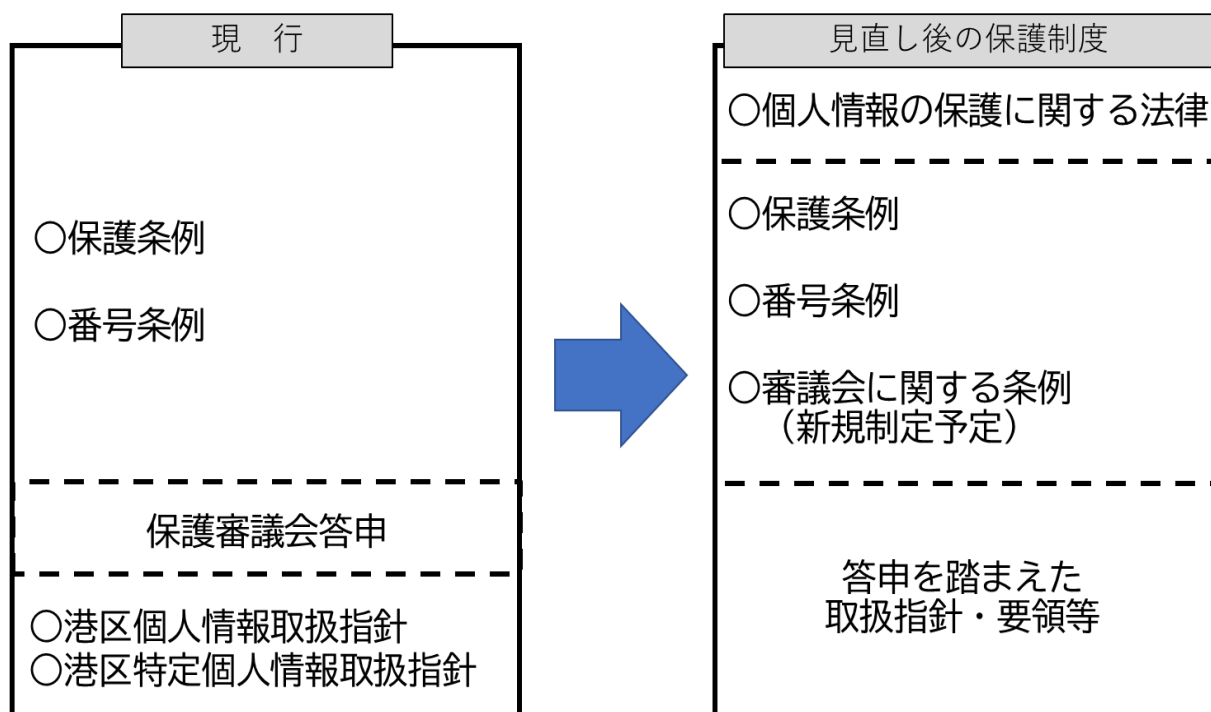
区保護制度については、保護法の規定に反しない範囲で現在の制度を踏襲することを基本として、次の方向性で取り組みます。

- (1) 保護法と保護条例等とで重複する規定を削除します。
- (2) 条例に規定できる項目について検討を行い、次の項目を保護条例に規定します。

- ア 自己情報開示等請求に係る手数料
- イ 自己情報開示等請求におけるなりすまし等による制度の悪用を防止するための任意代理人の請求手順
- ウ 自己情報開示等請求の開示決定期間
- エ 自己情報開示等請求における必要な内容を特定して処理を迅速に行うための請求理由の記載
- オ 自己情報開示等請求における不開示情報項目の追加
- カ 専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要がある場合における審議会への諮問

(3) 保護法の解釈及び運用並びに全国の行政機関、地方公共団体、民間企業等に対する監視監督を個人情報保護委員会が一元的に担う制度となるため、区が委託事業等における個人情報の取扱いやオンライン結合等の事案を保護審議会に諮問することは、「保護法の規律と解釈を個人情報保護委員会が担う趣旨に反して区が担う」とみなされるため適正ではないことから、これまで行ってきた保護措置を担保する仕組みについて、指針や要領等に規定することを検討します。

図2 現行及び見直し後の区保護制度



4 見直しを反映する条例の概要（予定）

（1）保護条例

保護法に基づく運用となるため、保護法と重複する規定を削除し、条例に規定できる項目について検討した内容を規定します。

（2）番号条例

特定個人情報の保護に関する規定は保護法に基づく運用となるため、保護法と重複する規定を削除します。

（3）港区情報公開条例

保護法における不開示情報との規定の整合を図ります。

（4）審議会に関する条例（新規制定予定）

保護条例における保護審議会及び情報公開条例における公開審議会を統合し、当該審議会の所掌事項について定めます。

5 各条例の施行日

令和5年4月1日

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年	9月～10月	個人情報保護制度検討部会
	11月	港区個人情報適正管理委員会
	11月	第4回港区議会定例会（条例改正等議案提出）
令和5年	4月	区保護制度改正